

君津市社会福祉協議会バス利用にあたってのお願い

- 1 使用基準
バスは、次に掲げる事業を行う市内の機関及び福祉団体等がその目的を達成するために使用できます。
(1) 地域福祉活動に関する事業
(2) 地域福祉等社会福祉を目的とする団体の活動及びその育成と推進のための事業
- 2 使用範囲
(1) バスの運行は1日とし、午前8時30分（車庫出発）から午後5時15分（車庫帰着）までとします。
(2) バスの運行の範囲は、関東各都県とします。
- 3 使用申込み
使用日の3か月前の月の初めから、使用日の2週間前までに申込みをしてください。
- 4 運行行程 行程は時間に余裕をもって設定してください。
- 5 駐車場
(1) 立ち寄り先での駐車場の確保は使用者においてお願いします。
(2) 所在地や駐車場名等を申請書に記入してください。なお、駐車場の確保ができない場合には立ち寄り先にできません。
(3) 運行当日の駐車場の指示は使用者においてお願いします。
- 6 運休日
土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月28日～1月3日）
- 7 使用人員
おおむね20人以上40人以内の利用とします。
- 8 使用料
無料。ただし、有料道路代（ETCカード利用可能）・駐車場代等は使用者の負担となります。
- 9 使用申込後に使用を取消しする場合、または申込内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡をお願いします。
- 10 損害賠償
バスの使用に際し、故意又は過失により車両本体又は設備品を壊したり、汚したりした場合は、それによって生じた損害を賠償していただく場合があります。
- 11 免責
バスの故障等のやむを得ない事情により、バスの運行が困難になった場合に生じた損害については、責めを負いません。

連絡・問合せ先 社会福祉法人君津市社会福祉協議会
電話 0439-57-2250